

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局道路河川部河川課(06-6615-6833)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	許可取消し等（許可条件等に違反していない場合）
概要	河川管理者から使用等の許可を受けている場合であっても、市長が必要と認めた場合は許可を取り消したり、その効力を停止することがあります。
根拠法令等 及び条項	大阪市普通河川管理条例第14条第2項 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	次の項目のいずれかに該当する場合には、使用者に対し使用等の許可を取消しその効力を停止し若しくは条件を変更し、又は行為の中止、工作物の改築、移転、除却若しくはその工作物により生ずべき損害を予防するため必要な措置をすること若しくは河川を現状に回復することを命じ、又はその他の措置をすることを命じることがある。 <ul style="list-style-type: none"> ・工事又は工作物が河川の維持上支障を及ぼすおそれがあるとき。 ・本市が河川工事を施工し、又は使用者以外の者に工事、占用その他の行為を許可するため、やむを得ない必要が生じたとき。 ・公益を害するおそれがあるとき。 ・管理上その他市長が必要と認めるとき。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000021522.html
備考	